

## ガザン・ハンのダールッスイヤダ (dār al-siyāda)

岩 武 昭 男

はじめに

一 ダールッスイヤダの機能

1 ガザンのダールッスイヤダ

2 「カーシャーンの三村に関するワクフ文書」

二 社会政策としてのダールッスイヤダ

三 ダールッスイヤダ建造の影響

1 ナキープ

2 サイド・カーシー家

おわりに

はじめに

一四、一五世紀のイラン史の史料上に、しばしば、ダールッスイヤダ (dār al-siyāda) という施設に関する記述が現れる。この施設に關して、イルハン時代イランの建築史を著したウィルバー D. Wilber 氏は、*"alms-house for Sayyids"* と規定し、<sup>(1)</sup> また、近年 (一九八八年) 出版されたティムール朝時代のイランと中央アジアの歴史建造物を網羅した建築史の中で、著者ゴロムベク I. Golombek 氏とウィルバー氏は、*"hospice for Sayyids"* と規定している。<sup>(2)</sup> しかし、彼らはま

た「どのようなサービスが行われたかは明らかではない」とも述べている。<sup>(3)</sup>

このような研究状況の中で、筆者はイルハン時代末期のヤズドのサイド、シャムスディーン・ムハンマド *Sams al-Din Muhammad* が建造したダールルスィヤードに関するワクフ文書を分析し、その施設がサイドのための宿泊施設としての機能と彼らのための慈善の據点としての機能を持つて示していることを示した。<sup>(4)</sup> ただし、これは地方都市ヤズドのサイドが建造した例であり、ダールルスィヤードの機能を確定し、その建造の意義を考察するには、例證が未だ不足しているといえる。

ゴロムベクとウィルバーは「ダールルスィヤードは、イルハン、ガザンがタブリーズに建造したものがプロトタイプであろう」と述べている。<sup>(5)</sup> そうだとするならば、まず、ガザン *Gazan Khan* のダールルスィヤードの機能、およびその建造の意圖が探られねばならないであろう。以下、本稿では、一、諸史料上に現れるガザン・ハンのダールルスィヤードに関する記述によってその機能を確定し、二、ガザン・ハンのダールルスィヤードの建設の意圖を考察し、三、ガザン以降のダールルスィヤードをめぐる状況を探ることによって、一四世紀以降のイラン史において占めるダールルスィヤード建造の意義を明らかにすることを目的に、順次論を進める。

## 一 ダールルスィヤードの機能

### 1 ガザンのダールルスィヤード

ガザン・ハンのダールルスィヤード建造に関しては、ラシードウッディーン *Rasid al-Din* の *Gami' al-Tawaric* に次のような記事が載せられていて、研究者の注意を引いてきた。<sup>(6)</sup> 二字下げ、または「」でテキストの引用箇所を示す。ガザンは預言者の夢を見てから、預言者の一族に對する敬愛を増し、イドラール〔年金〕*(idrar)* 等を設定していたという記

述に續く箇所である。

彼は、ハーンカーフやマドラサ、マスジド、その他の慈善施設 (*abwab al-birr*) を各地に造り、ワクフを設定して、各々の者たちに、俸給 (*wazā'if wa mušāhira*) を與えるようにしていたが、「そのために、このように」言われた。「それらは」ファキーフやスーフィーや他の者たちのものであり、サイイドたちのものではない。これはどうであろうか。アリーの者たちのものも必要である」と。そして、タブリーズと、國中の他の偉大なる諸州 (*wilāyat-i nu'azzam*)、すなわち、イスファハーンやシーラーズ、バグダード、その他の主要都市 (*biḥād-i mu'tabar*) に、サイイドたちがそこに住めるようなダールルッスィヤードを造るよう命じ、彼らもまた彼の慈善から恩恵を受けるべく、彼らの諸事 (*masālih*) のために、彼が適當と見た額を——ワクフ文書 (*waqf-nāmah*) がそれを語っているように——設定した。

[ĠT: 399]

この記述により、ガザンのダールルッスィヤードが少なくともタブリーズ、イスファハーン、シーラーズ、バグダードの四都市に建造されたこととワクフによって運営されるべきものであったことが確認できる。

さらに、ラシードは、タブリーズのシャンプ *Šamb* のガザニーヤに附屬するダールルッスィヤードの、ワクフの収益の使用に關し、次のような四項目を擧げている。

- [1] 敷物 (*fars wa iarf*) の買ひ足し、ロウソク・油 (? *muzāb*)・香料の購入費 (*ḥaḥā*)
- [2] その地に住むナキーン (*naqib ki muqim-i ānā bāšad*) に屬すサイイドと「その地を」往來するサイイドの生計費 (*masās*)
- [3] ダールルッスィヤードの諸件を行い、ワーキフ (*waqif*) の條件に従ってサイイドたちへの奉仕を行う係の職員 (*muratab*) の俸給 (*wazīfa*)
- [4] 管理人 (*xādim*) や料理人 (*maḥbaxi*) やそこにおいて他の仕事を行う者たちの給與 (*ma wa'zib*) [ĠT: 418]

しかし、ラシードによるガザンのダールッスィヤードに關する記述は、ほとんどこれのみである。

ガザンのダールッスィヤード建造が、イラン社會にとっていかに重要な意義を持っていたかに關しては、その後のイランの歴史家たち、特に地方在住の世界史執筆者がガザン治世に關する短い記述の中で、このダールッスィヤード建造を取り上げていることから判断できる。シャバーンカーライ<sup>(7)</sup> *Sabankarā'i* しかりであり、彼はその著作 *Magmā' al-Ansāb* の七三三年／一三三二—三三年の版において、「[ガザンは]イラークの諸都市とタブリーズ、イスファハーンにダールッスィヤードを建造し、サイイドたちを大變尊重、尊敬し、贊美、慰撫してゐた」と述べてゐる [MA/ms:257a; /tx:269]。また、七七九年シャバーン月／一三七七年二月にその著 *Manāhig al-Talibin fi Ma'arif al-Sāhīn* <sup>(8)</sup> を完成せし、ムザッファル朝シャー・シハシャー *Shāh Shāhā* に獻呈したマラー・カズヴィーニー・ヒラーリー *Alā Qazwīni Hilālī* は、「[ガザンは]サイイドたちに大變好意を抱いてゐたので、一〇のダールッスィヤードを國の各地に建造し、各々に多くのワクフ〔物件〕を設定してゐた」と述べてゐる [MT:348b]。

そして、ガザンのダールッスィヤード建造に關しては、何よりもアブルカースィム・カーシャーニー *Abū'l-Qāsim Qāsimī (=Kāsi)* が、ガザンを繼いだオルジュイト *Üğrān* の治世を記述した *Tarīḥ-i Üğrān* にラシードの記述に比較し、より具體的で詳しい記事を記載してゐる [TV/ms:174a—175b; /tx:90—94] <sup>(9)</sup>。その詳細は次章で分析するが、それは、七〇二年／一三〇二—〇三年に起こった、一人のサイイドが集團によつて虐殺された事件に激怒したガザンが、サイイドの保護を求めて、「タブリーズのシャム *Sam* [「シャムプ」] の慈善施設 (*abwāb al-birr*)、ルーム、バグダード、ケルマーン、シーラーズとつた全世界 (*ġumla-yi sawād-i mamālik wa bayāḍ-i masālik-i ġahān*) に、往來するサイイド (*sādir-u-wādir wa qassād-u-zawwār-i sadat*) のためだ、ダールッスィヤードを建造せよ」といふ命を出した [TV/ms:175b; /tx:93] <sup>(10)</sup> といふものである。

この建造の年代について確認すると、タブリーズのシャムプのガザン廟 (*qubba-yi 'alī*) の建設は、六九六年ズルヒッ

ジャ月一六日／一二九七年一〇月五日に始まる〔GT:324〕。ガザンが、そのシャンブにラサド〔天文時計臺〕(rasād)の建造を命じたのは、六九九年ラマダーン月一六日／一三〇〇年六月五日であるが、その命は「シャム〔シャンブ〕の廟 (gunbad-i 'ah) と慈善施設 (abwāb al-birr) のわきにラサド一件を建てよ」というものであった〔GT:339〕。この時点で、ガザニーヤの慈善施設は形成されていたことが確認でき、これは、上記のラシードの、ダールルスィヤードが「ファキーフやスーフイーや他の者たち」のための諸施設の後に建造されたという記述とも一致する。さらに、カーシャーニーの記述では、後に詳しく見るように、ダールルスィヤードの建造の計画はシリア遠征のためのモラスィル近郊のアーナ ('Ana) とハディーサ (Hadisa) へ向かう途上で發案されたが、アーナ到着はこの年のラジャブ月二日／一三〇三年三月二日であった〔GT:353〕。建造の日附は、七〇二年ラジャブ月／一三〇三年二月三月ということが確認できる。

また、バヤーニー X. Bayānī 氏が紹介するハーフィゼ・アブルール Häfiz-i Abru の *Mağma' al-Tawāriq* のイラン所在の一寫本中に、明らかにカーシャーニーの記述に基づいた記事が存在する〔ZGT:101n.〕。ただ、ここでは、その建造地に関して、イスファハーン、カーシャーン、ルームのスイヴァス、Mashad-i Amir al-Mūminin、およびタブリーズのシャンブに建造されたという〔ZGT:101n.〕。地理書 *Nazhat al-Qulab* は、Mashad-i 'Alī、すなわちナジャブにガザンがダールルスィヤードを建造したことを傳えており〔NQ:32〕。ハーフィゼ・アブルールの語の Mashad-i Amir al-Mūminin がナジャブであることが確認される。また、スイヴァスのダールルスィヤードに関しては、ラシードの書筋が存在する。<sup>(11)</sup>

これらの記述によって、ガザンは、七〇二年ラジャブ月／一三〇三年二月三月に、タブリーズのシャンブのガザニーヤ、イスファハーン、シーラーズ、バグダード、ケルマーン、カーシャーン、スイヴァス、ナジャブの八都市と確認できない他の二都市、一〇都市にダールルスィヤードを建造し、運営のためのワクフを設定していたことが判明する。そして、ゴロムベクとウィルバーが述べるように、ガザンのダールルスィヤードがその後のダールルスィヤードのプロトタイプ

プであったと認めてもよいであろう。

しかし、ここから直接にその機能に関する結論を導き出すことは、些か早計であろう。より詳細な情報が我々にとって必要である。

## 2 「カーシャーンの三村に関するワクフ文書」

ある施設の機能を明確にするうえで、そのワクフ文書は極めて有効な史料となる。

雑誌 *Farhang-i-Iran-Zamin* 四號一九五六年に掲載された、「カーシャーンの三村に関するワクフ文書」“*Waqf-nama-yi sih dih dar Kasān*” という文書がある<sup>(12)</sup>。校訂者アフシャル I. Afšar 氏は、その序文で、この文書は「カーシャーンの水利管理人 (*mirāb*) サイド・フサイン Sayyid Husain という人物が所有するものであり、一八×二九〇 cm の巻物の形であると述べている。さらに、アフシャル氏は、この文書が、七〇三年ラマダーン月半ば—一三〇四年四月の、ガザン・ハン治世に作成されたカーシャーンのダールッスィヤダのワクフ文書の寫しであることを既に示している<sup>(13)</sup>。しかし、現在まで、フランスのオバン J. Aubin 氏が、この文書の證人の中に、ヤズドのニザーム家の一員がいることを示し、またイランにおいて地名研究に用いられた以外、管見の及ぶ限り研究に供されていない<sup>(14)</sup>。

以下に、この文書の本文の譯出を試みる。なお、この文書には、冒頭部分が缺けており、ワクフ対象施設のダールッスィヤダの周囲の記述から始まっているが、以下の譯では、その周囲の記述は省略した（「」内にテキスト上のページを示す）。

〔一二三頁〕…それを彼ら「サイドたち」の住居、宿泊所となるよう《ダールッスィヤダ》と名付け、*qarya Bidgul*, *qarya Harāskān*, *qarya Muxtasābad*<sup>(15)</sup> の全體すべてをワクフとした。これら三村はそこでよく知られており、境界と描寫の記述はなしで済み、住民 (*al-ahl-i-hā*) の間でこの名で有名であるためこれ以上の説明と紹介は必要

がない。

〔以下のように〕定めた。すなわち、ムタワッリー mutawallī は、それら〔三村〕を掌握し、繁榮させ、その收益 (ḥaṣil-ha) を、ワクフ物件 (mauqfiyat) の管理とそれに必要な、耕作者の賃金 (uḡrat al-akarāt)、『種子 (al-buḡūr) や〔鋤などの〕耕作要素 (al-ʿawāmīl)』およびその準備に役立つその他のもの (ʿiṣāʾir mā yuḡḍr fī ishrāʿādī-ha) の整備の代金に用いた後、ダールルスィヤードと名付けられたワクフ対象施設 (al-buḡʿat al-mauqfī ʿalai-ha) の資産 (raqabat) の管理、その施設の裝飾、それに必要で、そのような施設に通常備わっている (yaʿtadu masala-ha) 敷物、調理器具、ロウソク、亞麻仁油 (al-baḡr) の整備と祝福された夜の、通常以上のその整備に留意するために用いる。〔また〕以下に説明される諸事 (al-masāliḥ)、『配給 (al-murtazaqat)』に用いる。

ムタワッリーに〔以下のように〕命じた。すなわち、サイイドたちに係わるその施設に〔以下の者たちを〕定める<sup>(18)</sup>。

imām [禮拜導師] / サイイドの子供たちを教育する muʿallim [教師] / muʿazzin / 〔二四頁〕そこで至高なる神の言葉の讀誦に従事する ḥafīz 五人 / farrās [清掃人] / dawwāb [門番] / saqqāʾ [水運び] / maibaxī [料理人] / 臺所の必需品を取り揃える murattab [係の職員]

毎年、imām に 100 dinār-rāḡig, muʿallim に 100 dinār の俸給を與える。残りの者たち各々に 60 dinār を與える。

貧しいサイイドたちのうちから、その施設に滞在し、信仰生活 (al-ibādat) を送る二五人を定める。彼らは、適切適當であることが求められ (al-mutasammina bi-l-ṣalāhi wa-l-sadādī)、『法的にその〔サイイドであることの〕證明が受入られることを必要とする (al-muḡtadīna li-qubūli ṣahādātī-him ʿarʿan)』。この條件は、彼らの権利のために定められた〔以下の〕各配給、各支給 (ʿumlat) になじくも遵守される。

滞在者の各々に毎年 20 dinār-rā'iḡ を與える〔計 500 dinār〕。

その施設を通過する〔サイイドの〕旅行者に對し、毎年 2700 dinār となるように、毎日  $7\frac{1}{2}$  dinār をパンと副食に使う。

そこを通過する者四〇〇人に、靴代として、各人 3 dinār-rā'iḡ、毎年〔計〕1200 dinār を與える。

コーランとイスラムの法 (sarā'i' al-Islām) の學習に従事する、サイイドの貧しい子供たち二〇人に、毎年、各人 30 dinār〔計〕600 dinār を使う。

十分なものを明らかに (zāhīran) 持たず、必要經費 (ḡāḡat-hunnā) を支拂えない貧しいサイイドの娘たちの結婚〔資金〕 (tazwiḡ) に、彼女たちの二〇人に、各人 50 dinār を使う、毎年〔計〕1000 dinār を使う。

サイイドたちの死者の埋葬〔費〕 (taḡhīz maūtā-hum) に、その一〇人分、各人 6 dinār を、毎年〔計〕60 dinār を使う。

サイイドたちの病人の諸事 (masāliḥ) とその治療 (tadawī) に、藥代、シャーベット代として、〔二二五頁〕毎年 740 dinār-rā'iḡ、彼らの治療に攜はる tabīb〔醫者〕に 100 dinār、病人の諸事〔の管理〕を行う xādim〔管理人〕に 60 dinār を使う。

その dinār-rā'iḡ のすべては、1 dinār が、《talḡam》と知られ、1000 dirham-fīḡḡā と 6 dirham-fīḡḡā に重々が定められたものであること。

その施設の管理 (muṣālahat al-buḡ'āt) とワツクの監督 (mulāḡazat al-auḡāḡ) を行うムタワッリーと上述の諸事を彼に代わって代行する者 (man yanḡubū 'an-hu) など、毎年 1000 dinār-rā'iḡ を定めた。〔ムタワッリーは〕その中から nā'iḡ の資金 (uḡrāt) を定め、残りを自らのために用いる。

これに關する權限 (al-wīlāyāt fr-zāliḡā) [=fauliyāt] を、al-murtadā al-a'zām al-sāḡhib al-mu'azzam... naḡīb



al-nuqabā' Galal... al-Din Murtaḍā b. al-sayyid al-mu'azzam al-sa'id Diyā'... al-Din Muhammad b. al-sayyid al-sa'id Tag... al-Din Muhammad al-Hasani al-Rawandi al-Kāsi — [贊辭省略] — に與える。次いで、彼の子供のうちの最年長者に、次いで、その子供の子供に、子孫が増え續いていく限り、子々孫々に。次いで、この都市のサイイドの諸事を法的に統括する者 (man yatawalli umūra al-sādari fi tilka al-baldati šar'an) に與える。

國家のワクフのムタワッリー (mutawalli al-augāf al-mamlakat) とその吏員 (mutasarrif-ha) には、十分の一税 (al-'uṣr) や附加税 (al-far') の名目や、他の理由で、このワクフ物件 (ḥāzini-i-mauqūfāt) に干渉する權限 (al-ta'arrud) は全くない。

このように、ワクフと證明 (al-waqf wa-i-ṣḥād) が、至高なる神と選ばれたる預言者と敬虔なるその一族に近づかんがために行われた。ワーキフたる al-Sulṭān — [贊辭省略] — とこの件に働き、その完遂と履行に努める者が、『すべての人がめいめいの善行と悪行とを目の前に示される日』に、神とその預言者に氣に入られるように、である。〔一二六頁〕「すべての人は」『自分とこの日とのあいだに遠い隔たりがあればよいのにと望むことである。』<sup>(22)</sup> 神は神ご自身にこそ用心するよう、おまえたちに警告されている。しかし神は、僕たちにはやさしくあらせられる。我らには至高なる神だけで十分である。神が、最後の預言者ムハンマドとその一族、彼の教友たち、その善行に續く者に、最後の審判の日に至るまで、恵みを垂れたまわんことを

本文の記述に續き、イスママイル・ブン・ヤフヤー・ブン・イスママイル Isma'il b. Yalyā b. Isma'il なる人物の證明が附されている〔一二六頁〕。そこに次のような一節がある。

「このように、ワーキフの代理人 (al-wakil al-waqif) により、わたしの前で、承認 (al-iqrār) が行われ、その代理權 (al-wikālat) に基づき、その證書 (al-bayyinat) が書かれた」

そして、この末尾に七〇三年ラマダーン月半は、一三〇四年四月一九日の日附が附けられている。

この人物は、大カーディー (qaḍī al-quḍā) <sup>(23)</sup> マシドゥッディーン・シーラーズィー Magd al-Dīn Sīrāzī であることが、彼自身の証明の一文の下に示されている。浩瀚なシャーフィイー派の法學者人名傳を著したスプキー al-Sūkhī は、このマジドゥッディーン・イスマフィール・ブン・ヤフヤーが、父から法學の教えを受けた後、一五歳でファールスの大カーディーとなり、七五年間、初期の六箇月間を除き、その職を保持し續け、七五六年ラジャブ月一日 / 一三五五年七月二三日に九四歳で歿したことを傳えている。一三二七年と一三四七年にシーラーズを訪れたイブン・バトゥータ Ibn Baṭūṭa も、その訪問時に面會しており [RUB II: 54-63] <sup>(25)</sup>、また彼の生存中一三四〇年代のシーラーズでその傳記集の箇所を執筆していたイブン・ザルクīb Ibn Zarkūb は、この家系が一五〇年間ファールスの大カーディー職を保持していたことを傳える [SN: 173]。彼が、一三〇四年四月の時點で、少なくともファールスの大カーディーであったことは間違いない、この時に中央の大カーディーに進出していた可能性は十分に考えられる。

また、ガザンは、七〇三年シャバーン月末 / 一三〇四年四月初頭に冬營地 Hulān-Mīrān <sup>(26)</sup> のユルトを出發し [GT: 366]、サーヴァを経てレイに向かう途中病氣が再發、レイ近郊で悪化する。そして、ゆっくりした旅程でラマダーン月末 / 五月初頭カズヴィーン近郊に到着して遺言を行い、七〇三年シャッヴァール月一日 / 一三〇四年五月一七日にその地で歿している [GT: 367-68]。したがって、この文書が發效した「七〇三年ラマダーン月半ば」には、ガザンはレイ近郊もしくはカズヴィーンに向かう途上で、死を迎えようとしていたことが確認される。

文書には、その大カーディーの證明に次いで、ムハンマド・サーヴァジī Muhammad al-Sawāgī の名が、

「al-Sulṭāniya al-Ilxāniya の従われるべき許可といふ高き命令をもつて、私により [このワクフの設定が] 行われ  
た」

と、ワーキフの代理の證明が附されている [一二六頁]。

この人物に關しては、「wazīr-i hadrat-i Sulṭānī」と、その役職が記載されている。確かに、六九七年ズルヒッジャ月

三日／二九八年九月二日にヴァズィールに任じられ〔GT:328〕、ガザン治世末に信任された人物として、サアドウッディーン・サーヴァジー Sa'd al-Din Sawagi が gone〔GT:342, 364; MA/ms:257b; tx:269〕。彼は、ガザン最後の旅程に同行し、サーヴァでガザンも出席した宴會を開いていることも確認できる〔GT:366—67〕。

したがって、文書本文の「ワーキフたる al-Sulīān」サアドウッディーン・サーヴァジーの證明の中の“al-Sulīān al-Ikhtiyā”というニスバ形容詞が指すのは、ガザン・ハンであり、この文書が、ガザンの死の直前に、ガザンをワーキフ、ヴァズィールのサアドウッディーン・サーヴァジーをその代理として、作成、發行した文書であることが判明する。

ゆえに、この文書の内容、すなわちここに記載された様々なワクフの條件によって、ガザンが設定したダールッスイヤダーの機能を具體的に明確にできることになる。この文書の内容は、先に挙げたラシードが示すタブリーズのシャンブのガザニヤにおけるダールッスイヤダーのワクフの収益の使途に關する記述と完全に一致している。さらに、比較のための繰り返しは避けるが、筆者が以前に示したヤズドのダールッスイヤダーの機能ともほぼ一致している。<sup>(27)</sup>

ダールッスイヤダーの基本的な機能として、先の拙稿の確認となるが、サイイドのための宿泊施設としての機能とそれに対し設定されたワクフに基づく彼らのための慈善の據點としての機能の、二つの機能を確定してもよいであろう。

## 二 社會政策としてのダールッスイヤダー

ガザンのダールッスイヤダー建造の意圖に關しては、ラシード等がサイイドへの敬意のためと説明している。現在の研究狀況は、イルハン期の宗教の狀況を概観したバウザーニ A. Bausani 氏を初めとして、これらの記述とガザンがアリー廟やフサイン廟に參詣したことを基にガザンのシーア派傾向を述べるに止まっている。<sup>(28)</sup>しかし、ガザンによるダールッ

ィヤダーの建造は、彼の改革政治と並行して、それもかなり遅い時期に行われたものである。ガザンの個人的な信仰を自明のこととして第一の要因と考える前に、そこに何らかの政策があったことを讀み取る努力が必要であらう。<sup>(29)</sup>

ガザンがダールルスィヤダを建造するに至った経緯に關しては、先にも觸れたカーシャーニーの *Tartar-i Uqata* にラシード等の記述に比べて具體的で詳細な記述がなされている。また、ハーフィゼ・アブルがこのテキストを読み易く要約した形で我々に示してくれてもいる。このテキストの分析を通じその経緯を改めて確認することができる。

この記事は *Tartar-i Uqata* において、オルジュイトがシーア派を公式に宣言するに至った理由を記すために書かれている。

それは、「七〇二年のある金曜日バグダードのジャーミにおいて金曜禮拜が行われているときに、アリー家のある一員 ('Alawī) が「私がこのイマームに従って禮拜するのは許されぬ」と言ったために、(人々が騒ぎ [ZG:T:101n.]、禮拜中に殺され「死體は」燃やされてしまった」[TU/ms:174b;tx:90] という事件に始まる。この一件の報告を受けたガザンは、ムスリムが大した理由もなく自分の信じる宗教の預言者の子孫を殺害したことに驚き激怒する。ガザンはこの騒亂を起こした者をすべて殺すよう命じた後、「(シリア (Sām) 遠征のため [ZG:T:101n.]) 「モウシル近郊の」アーナとハディーサに向かった。その途上、彼はウラマーやイマームたちにムスリムの諸見解の對立や論争を質問・調査し、様々に異なった (mukhtalif) マズハブや信徒集團 (milal) の状況を尋ねていた。そして、その對立の激しさと害悪を知ったとき」ガザンは、學者のためのマドラサやスーフィーのためのハンカーフ以外にサイドのための施設が必要であるとの結論に達したとカーシャーニーのテキストは述べる [TU/ms:174b;tx:91]。ここでの彼の言葉は、先に示したラシードのテキストとほぼ同じであるが、最後に「まさしく、對立の原因はアッハバース家が支配者の地位にあったことであつた」とまで断じている。

次いで、カーシャーニーのテキストでは、寫本のほぼ一葉分に互ってアリー家の迫害の歴史が報告される [TU/tx:91—93]。これを聞いたガザンは先に示したようなダールルスィヤダ建造の敕令を發布するのである [TU/ms:175b;tx:93—94]。

さらに、カーシャーニーが述べるところでは、ガザンは、その年のシリア行軍中も宗教状況に關する調査を續けていたが、イナク〔近臣〕(Inaq)でありシリア派を奉じていたタルムターズ Tamtāz<sup>(30)</sup>の働きかけで、シリア派を採用する決心をし、フトバからアリー以前の三名のカリフの名を削除しようとする。この政策は、民衆の大半はスンナ派 (ahl-i sunna wa ġama'a) であり民衆のガザンに對する敬愛に動搖を來す、とのラシードの反對のため斷念される [TU/ms: 175b—176b;/tx:94—95]。このような記述を受けて、テキストは、オルジュイトが最終的にシリア派を公式に採用するに至る経緯を述べる [TU/ms:176b—179a;/tx:95—100]<sup>(31)</sup>。

さて、以上の内容より、ガザンによるダールルスィヤード建造の意圖を探ることができる。ガザンは、イスラム内の宗派、マズハブの對立・抗争を調査し、その解決のための手段としてこの施設の建造を決定したことが判る。その建造を決定するに至った直接の契機はサイドが殺害された事件であったが、シリア派對スンナ派の抗争だけがその原因ではなかったと思われる。イラン社會、特に都市社會は、セルジューク朝以降、その實態は未だ不明確ながらも、スンナ派内のシヤーフイー派とハナフィー派の對立が黨派對立の形で激化していたことが近年明らかになってきている<sup>(32)</sup>。モンゴル支配時代に至ってもこの状況が續いていたことは確實で、オルジュイトがシリア派採用に踏切った原因が宮廷における兩派の對立に起因していたことは、夙にバウザーニ氏の述べるところでもある<sup>(33)</sup>。

ガザンは、一二九七年に着工されたタブリーズのガザニーヤにシヤーフイー派とハナフィー派の各々のマドラサを建造している<sup>(34)</sup>。これは、ザンギー朝ヌールディーン Nur al-Dīn やアイユーブ朝サラフディーン Salāh al-Dīn がかつてシリアやエジプトで採った政策をおそらく踏襲した、兩派のバランスをとる政策であったといえる。しかし、この政策はイルハン領内の抗争の根本的な解決には結び附かず、抗争の原因をアッバース朝の支配に歸す斷言からも窺えるように、ここにガザンは、従来のイスラム社會の構造變革の必要性を痛感し、ダールルスィヤードを各地に建造することによって、預言者ムハンマドの子孫としてのサイドを社會の核とする新たな社會政策を實施したのだと豫想できる。

一方、ガザンのシーア派傾向に關しては、カーシャーニーの記述に對してラシードが、「私は預言者の一族を敬愛してはいるが」私が教友 (sahaba) (特に三名のカリフを指す) を否定することは斷じてありえない」というガザンの言葉を記し、「ガザンは」常に黨派心なしに (bi ta'assub) 「預言者の」一族を讃えておられる」と述べている (GT:399—400)。ただし、ガザンを「イスラムの帝王 (Padshah-i-Islam)」と呼び、當時のシャーファイイー派を代表する人物 (TU/ms: 177a; /x:96; ZGT:101n.) で反シーア派の立場をとるラシードが、ダールルスィヤード建造の経緯に關する曖昧な記述に見られるように、ガザンのシーア派傾向を隠蔽しイスラムへの信仰のみを強調することは推察できることである。

しかしながら、カーシャーニーのテキストにおいても、ガザンがダールルスィヤードを建造した時點ではシーア派については意識されていなかったことは確認されておかねばならない。元來、サイドへの敬意や "idra" と呼ばれる年金等が保證されるという優遇措置自體は、一般のスナ派にも受け入れられることであつた。サイドがすなわちシーア派であつたわけではないし、ラシード自身も何人ものサイドをその協力者として擁していた。<sup>(37)</sup> さらに、前章で見たようにガザン臨終時のダールルスィヤードのワクフ文書を確認したのはシャーファイイー派の大カーディーであつた。シーア派への共感がガザンの内面にあつたとしても、ダールルスィヤードはそれとは別の意義を有する施設であつた。ハーフィゼ・アブルーは、

帝王ガザン・ハンはその一黨 (ihita) 「シーア派」に全き好意を持っていたが、ほのめかしによつてさえも決して「シーア派支持を」公にせず、民衆の利益を常に尊重していた [ZGT:101n.]

と、ガザンにおいては常に政策が優先したとの評價を下している。この評價を我々も受け入れるべきであらう。

このように、ガザンによるダールルスィヤード建造は、イスラムを受容したモンゴル政權が、アッバース朝以來のイスラム社會の在り方を積極的に變革するための、明確な政策意志の發現であつたと見ることがができる。この政策は、社會の各黨派のバランスの中心に、カリフ位喪失後のイスラムの權威を代表するものとして預言者の子孫であるサイドを据え

て、社會の安定化を圖ること、同時に、その社會の核を國家が保護することによって、掌握し管理してモンゴル政權のイラム社會の統治者としての安定性を増すことを目的としていた、とまとめざるを得ない。したがって、ダールルッスイヤードは、サイドを社會の核とし國家の側に取り込む社會政策のための装置であったと結論付けることができる。

### 三 ダールルッスイヤード建造の影響

ダールルッスイヤード建造の政策は、後の爲政者にも少なからぬ影響を與えたようである。オルジェイトはその即位直後に建設を始めたスルターンニヤに、やはりダールルッスイヤードを建造しており、さらにムザッファル朝ムバーリスディーン・ムハンマド Mubāriz al-Dīn Muḥammad のケルマーンのもの<sup>(39)</sup>、ティムール朝ティムール Timur のシャフレ・サズのもの<sup>(40)</sup>、同朝スルターン・フサイン Sulṭān Husain のヘラートのもの等が知られている。ここでは、紙幅の関係もあり、個々の施設とその政策の分析は別の機會に譲ることとして、これらがガザンの諸施設の中心であったタブリーズ郊外のガザニヤのもの性格を繼承し、ガザニヤがそうであったように各爲政者の「首都」ともしくは「墓所」<sup>(42)</sup>にサイドを集める役割を果たしたと考えられることのみ指摘しておく。

ガザンの政策に視點を戻すと、彼は、カーシャーンのダールルッスイヤードのムタワツリに、カーシャーンのサイドの長「ナキープ」であったジャラールディーン・ムルターを任じており、また、タブリーズのダールルッスイヤードにおいても、「その地に住むナキープに屬すサイド」の生計費をそこを據點に與えていくと定められていたことをラシードが傳えており、ナキープがこの施設の運営に攜わっていたことが判る。このことは、ダールルッスイヤードを基點としたサイドを核とする社會政策が、さらにナキープを核としていたことを意味する。本章では、この點に焦點を絞り、ガザンの政策の以後の歴史の展開への影響を考察していくことにする。この作業は、逆照射してガザンの政策の性格をより明確にすることにもなる。

ナキープの職務自體はアッバース朝時代から存在した。サイイド家系の確認と政府からの年金の分配、さらにはサイイドに對する裁判を行う<sup>(43)</sup>。セルジューク朝時代までには、ラムトン氏の言を引けば、サイイドたちは「様々な地域でナキープの下、緩やかな自治體として組織されていた」<sup>(44)</sup>。ガザンが利用しダールッスイヤードの管理を委ねたのは、このような都市、地域單位のナキープであった。この状態が、オルジェイト治世以降變化していったことが、以下に擧げる事例によつて窺われる。

#### A スイヴァスのダールッスイヤード

オルジェイト治世に書かれたと考えられる、スイヴァスのダールッスイヤードに關するラシードの書簡が存在する<sup>(45)</sup>。その文面から、朱印 (Bağabaz) を伴うスイヴァスの貴顯たちに對する布告書といふことができる。

これは、ラシードが、スイヴァスのダールッスイヤードに關し、その吏員や職員が怠慢を行つてゐることを知り、また、その地のサイイドたちがオルドに到來して行つた、ワクフ物件がカイセリヤ等離れたところにあるスイヴァスの物件も荒廢したためダールッスイヤードが十全に機能しなくなつたとの陳情を受けて出されたものである。彼は、息子ジャラール Galal を含むスイヴァスの助手たち (nuwwab) に、その地にハンマーム・店舗・水車を建造し、また “Qanawāt-i Rasīdī” と名付ける四本のカナートを掘つて、それらをこのワクフに組み込むことを命じたとき送つてゐる。ラシードの個人活動を列擧しつつも、ワクフの資産が荒廢した場合には、スイヴァスの國稅 (mal-i diwān) から修復のために出費するよう命じており、オルドで行われた陳情を國家の代表としてラシードが處理したものであることが知れる。そして、スイヴァスのサイイドたちがダールッスイヤードを國家が管理するものと捉えていたガザン以降の状況も判明する。

#### B ナキープの中央集權化



サイイドのタージュッディーン・アブ・ワッミーヤー Tag̃ al-Dīn Abu-ʿl-Faḍl Muḥammad Awāḡī は、オルジューイトのシーア派公式採用に影響を興えた人物である [TU/ms:178b; tx:99—100; MA:271—72; ZĠT:100—01, 103n.]。彼は、<sup>(46)</sup>アブ・ワッミーヤー出身の家系の出でクーフに生まれ Mashadī Amīr al-Mūminīn ‘Alī [ナジヤフ] に育った [ZĠT:100—01]。彼は、オルジューイトの下で高位を占め、「全てのマザールとマンハンド [聖廟] がヤルリグの命により彼に委ねられていた」 [TU/ms:192a; tx:131—32] という。一四世紀の交に著されたサイイド系譜集 ‘*Umdat al-ʿṬalīb*」は、彼が「イラク・レイ・ホラーサーン・ファールス・その他の地域全體の、帝國の大ナキープ職 (niqabat al-nuqaba’ al-namālik)」に任じられたと述べる [TU:377]。この史料の職名をそのまま當時の職名として信用することには躊躇せざるをえないが、ナキープの代表に多大な権限を興えるナキープの中央集権化が計られたことが判る。彼の権限を確認するなら、明確であるのは次に示すナジヤフのフリー廟を含む各地の聖廟の管理、統轄であるが、彼がランドの陰謀のために處刑されたことを記す諸史料から、彼がサイイドへの支給を管理していたことが窺え、また、ナジヤフのサイイド社會と特に密接な関係があったことが窺える。<sup>(48)</sup>

### C ナジヤフのナキープ

ナジヤフにもガザンによってダールツスイヤダが建造されたことは既に確認した。タージュッディーンが處刑され、スンナ派が復権した後<sup>(49)</sup>における、そのナジヤフのナキープの状況を示す事例を、アブ・サイード Abu Sa’īd 治世一三二七年にその地を訪れたイブン・バトウータが報告している。

この町には、税 (magram) もなく、徴税人 (makkas) もいない。そして、君主 (wālin) もいない。しかし、彼ら [ナジヤフ住民] をシャリーフたちのナキープ (naqib al-asād) <sup>(50)</sup> が統治している。 [RIB I:418—19]

シャリーフたちのナキープはイラクの王の代理である (muqaddam min maliki al-ʿIrāqī)。彼のイラクの王の下での地位は強固であり、その位階は高い。彼は、その旅行中、大アミールと同等の儀禮を行う権利 (tarīb al-umarāʾī

al-kiḥān) を持っている。旗と太鼓を持ち、朝夕、門のところで軍樂が演奏される (tuḡrabu al-ṭabalkhanatu)。彼はこの町の統治權 (ḥukm) を持っており、彼以外にここに君主はおらず、スルターンやその他の如何なる者のためにも税はない。 [RIB I : 419—20]

「シャリーフ (ṣarif, pl. : aṣraf) 」とは、アラブ語史料においてムハンマドの家系を指し、ペルシア語史料の「サイイド」とおおよそ對應する。ペルシア語史料ではこの二語が並列されることも多い。「イラクの王」とはイルハン國の君主を指し、ここでの「イラク」はイルハン國の領域を指している。

イブン・バトゥータがナジャフを訪れたときにこの職を得ていたのは、先のタージュッディーン・アーヴァジの息子ニザームッディーン・フサイン Nizam al-Din Husain b. Ṭag̃ al-Din al-Awi であつた。そして、イブン・バトゥータはその前任者の四名の名を擧げ [RIB I : 420—21]、うち二名に關して<sup>(51)</sup> 次のような情報を報告している。

ナキープのキヴァームッディーン・ブン・ターウース Qiwam al-Din b. Ṭā'us が歿し、イラクの人々 (ahl al-Ṭag̃) は、「メディナ出身でヒッラに住んでいた」アブーグッラ Abū Ḡurra [al-Madani] がシャリーフたちのナキープ職 (niqāba al-aṣraf) に就くことに一致し、そのことをスルターン、アブーサイードに書き送つた。アブーサイードはそれを承認し、アブーグッラにヤルリグ——「マグリブでの」命令書 (al-ḥāḥir) である——を送り、また、イラクの地域 (bilād al-Ṭag̃) のナキープたちの慣行に基づいて、名譽の賜衣 (al-xil'a) と旗と太鼓を贈つた [RIB I : 421]

これらの情報に對應するペルシア語の記述を算聞にして知らないため、イブン・バトゥータの言う「シャリーフたちのナキープ」の正確な職名は判らず、これを先に示したナキープの代表の直接の後繼とするのは、可能性が高いと思われるもの躊躇せざるをえない。しかし、上の記述における「イラクの人々」が特にイルハン領内のサイイドたちを示していることは間違いない。アブーサイード治世、サイードの總意によるナキープの代表がイルハン國の君主の承認を受け、大

アミールに伍する地位を得、アリー廟のあるナジャフというサイドにとっては特別な意味を持つ都市を統治するという體制が確立していたことが確認できる。

#### D ジャラーイル朝の大ナキープ

ジャラーイル朝スルターン・ウヴァイス *Sultān Uwais* に獻呈された、公文書集 *Daftar al-Katib* に「サイドたちの大ナキープ職とダールッスィヤードのワクフのムタワツリー職」に関する任命書が收められている〔DK:202—07〕 (“*dar tafwid-i naqib al-nugabā'i-yi sādāt wa tauliyat-i augaf-i dar al-siyadat*”)。この任命書は、先に示した状況を國家の側からより明瞭に教える。以下に、任命書後半の、職務に関するまとめの部分の譯出を試みる<sup>(52)</sup>。

〔二〇四頁〕：サイドの大ナキープ職は、偉大なるサイドたちに特定のものであり、預言者の一族〔*asraf-i nabī*〕以外の誰にもいかなる介入の機会もないゆえに、この高貴な職、至高なる地位は、「各地の」ダールッスィヤード〔全體〕のムタワツリー職とともに「……*'Alā'*……*al-Dīn Sayyid Amir 'Alī*……〔贊辭および資質の列擧省略〕……〔二〇五頁〕に、任じられた。彼の手は、この重大な仕事、偉大な地位の處理において、強力かつ絶對的なものとなつた。〔他の者の〕参加や介入の門は完全に閉鎖された。そうして彼は、彼の遍く知られたる、完全なる資質、十全なる勇氣、充實した冷靜さ、十分な眞摯さと敬虔さによって、サイドたちの系譜の確認を行い、正しき系譜を詐稱者 (*munahil*) から守り、『神は我らに屬さないのに我らに加わる者を呪い給うた』というハディースに従つて、詐稱者の懲罰に従事する。そして、*Sulṭān. Gāzān Khan*…の創設したものの (*mabniyat*) の一つである各地のダールッスィヤードにおいて、サイドたちの名で渡され定められている支給 (*waḡifa*) を、ダールッスィヤードがその地に建てられている各地域のサイドたちに定め、この件に關し、吏員 (*mutasarrif*) たちが遲滯・拒否・妨害・延期・保留の汚點なしに應じるべき文書を書く。……〔中略〕……。

〔二〇六頁〕以上の次第を以て本命令が發布された。ウルス・アミール、ヴァズィール、イナク、萬人隊長、ウル

カ・アミール、大ディーヴァーンの長たち (aṣṣāb-i-dīwān-i-buzurg) 帝國 (mamālik-i-naḥṣa) 諸州の千人隊長、百人隊長、諸王 (mulūk) ハーキム、サイイド、シャイフ、カーディー、イマーム、ウラマー、およびダールッスィヤードの吏員と書記 (bīrkīyān) は、ハーニー暦五九年の初めより、murtadā-yi 'aḡam Sayyid 'Alā' al-Dīn Amīr 'Alī... [贊辭] …をサイイドの大ナキープ、種々の幸運と權威を集める者 (ḡāmi'i anwā'i sa'dāt wa siyādāt) と認め、服従、稱贊、尊敬せよ。そして、サイイドの諸問題、彼らの系譜の確認、詐稱者 (muntahīlan wa mutsasyīdan) の懲罰に關し、すべて、彼と彼に任じられた者たち (ḡumāstāḡān-i-ū) の指示に従え。その者たちの命令と禁令にすべての件で従え。帝國全土のダールッスィヤードとそのワクフの吏員と書記は、[二〇七頁] 彼がサイイドの支給のために書いた命令、文書、割付證 (Barawāt) を實行すべきものと認め、その命令に服し、反抗することのないようにせよ。ダールッスィヤードのワクフ物件とその収益の寫し (nuskā) を正しく書き、彼の許に送り、彼にそれに関するすべてを知らせよ。毎年、ダールッスィヤードのワクフの収益の一〇分の一を、彼に信任された者たち (mu'tamadān-i-ū) に對して、ムタワツリー職の權利 (haqq al-tawliyat) として應じよ。些かも缺けることがあってはならない。

〔日付脱落〕に書いた。

[DK:204-07]

この任命書は、ハーニー暦五九年(一七六一年/一三六〇年)の日附を有し、ジャラーイル朝スルターン・ウヴァイスの治世(二三五六—七四年)のものであることが判る。國家の役職としての「大ナキープ」の職名が史料上確認できるのは、<sup>(53)</sup> 管見の及ぶ限りこれが最初である。

ここに現れるダールッスィヤードは、「ガザン・ハンの創設したものの一つである各地のダールッスィヤード」と定義され、その「ムタワツリー職」と共に大ナキープ職が與えられている。ガザンのダールッスィヤードが、ジャラーイル朝下で、國家の官職としての大ナキープによって一元的に統括、管理されたことを示している。

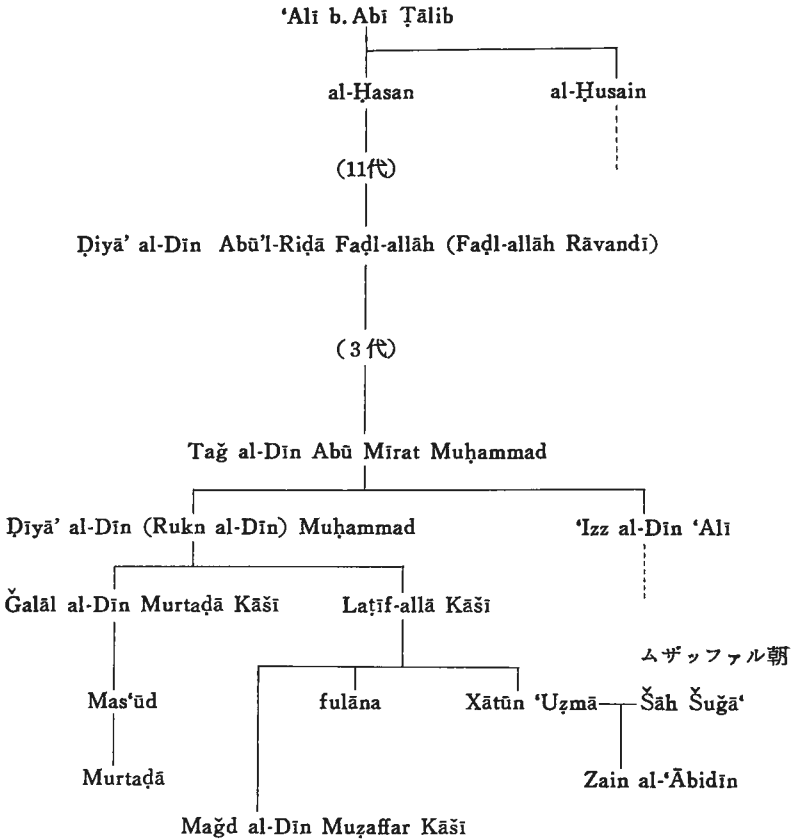
以上の事例から、サイイド社會の中心であるナジャフの統治權を持ち、ダールルスィヤードを使用して各地のサイイドを統括する大ナキープ職がオルジェイト治世以降確立していったという圖式を描くには、各事例を繋ぐ環が未だ不足しているであろうし、多くの問題が残されているであろう。<sup>(54)</sup>しかし、少なくとも、ガザンがダールルスィヤードを建造した當初の、國家がサイイドを保護・掌握・管理し、國家の側に取込むという目的は、ナキープの中央集權化の政策と共に、オルジェイト時代にさらに進められ、それはアブーサイード時代、イルハン國崩壊後のジャラーイル朝時代にも繼承されていったことは確認されえたものと思う。また逆に、この任命書において、サイイドを掌握する装置としてダールルスィヤードの使用が規定されていることは、いかにダールルスィヤードがその目的のために有効な手段であり續けたかを明確に證明しているといえよう。

## 2 サイイド・カーシー家

國家の側では、ガザンの政策は、オルジェイト以降も繼承・發展され、サイイドを國家の側に取り込んでいったのだが、これは、サイイドの側からいえば、ナキープの代表がナジャフの統治權や大アミールに伍する權限が與えられるなど、國家内での地位を大きく上げること結び附いた。各都市においても、各々の都市社會において、サイイドの地位が上昇し、史料にその都市を支配したと記述される例も幾つか見られる。ここでは、先のワクフ文書においてカーシャーン(55)のダールルスィヤードのムタワッリー職が委ねられたジャラールディーン・ムルタダーの家系(サイイド・カーシー家と假稱する<sup>(55)</sup>)を概観することによって、その一事例を提示する。

彼の家系は、サイイド系譜集『*Umdat al-Talib*』に記載された系譜から再現することができる。〔UT:212-13〕。アリ・Aliの息子ハサン Hasan の子孫であるこの家系のうち、ジャラールディーン以前にその活動が確認できたのは、彼の六代の祖ディヤールディーン・ファドゥルラー Diyā' al-Dīn Fadl-allāh だけであり、一二世紀のアブドゥルジャ

サイイド・カーシー家



\* Mağd al-Dīn Muẓaffar Kāšī 以外は, 'UT : 212—13 に基づく  
ラカブ等は, 他史料により追加・訂正

リール・ラーズィー、Abd al-Galīl Rāzī の著 *Kitāb al-Naqd* に登場する。その著が執筆されていたころ（二一六七—七一年）、カーシャーンのイアドラサでムダッリスをしていたことが判る。その著者は、彼を「世界中で學識と禁欲で比類のない者」と述べている。<sup>(56)</sup>

ガザンのカーシャーンのダールスィヤードのムタワッリーに任じられたジャラールッディーンは、その文書よりカーシャーンの名キープであったことが知られる。なほに、彼はラシードの助手 (na'ib) となつて中央に進出しており、オルジェイトのギーラーン遠征の際、ラシードとムザッファル朝の名祖シャラフッディーン・ムザッファル Saraf al-Dīn Muzaffar の對立を執り成したといふ事 [MI:39; TAM:32]。そして、七一〇年—一三二〇—一一年ハマダーンで歿してゐる [TU:120]。

彼の弟ラティーフッラー Lafīf-allāh は、おさう兄の死後、カーシャーンの名キープとなり、暫くの間カーシャーンを掌握してゐた (muddatī wīlayat-i Kāšān rā dābī namūd) [ZMA/ms:285b; /fx:342]。そして、娘の一人がムザッファル朝シャヤー・シユシヤヤー Šāh Šūgā' b. Mubārīz al-Dīn Muḥammad に嫁ぎ、ムザッファル朝最後の君主になるザイヌルアービディーン Zayn al-'Abīdīn を産んでゐる [UT:213; TAM:90]。彼の死後になつて、カーシャーンはシャヤー・シユシヤヤーの支配下に入るこゝたなる [ZMA/ms:285b; /fx:342]。

なお、インジャー家シャイフ・アブーイスハーク Saix Abū Ishāq と結んでイスファハーンを支配していた同じくサイイドのジャラールッディーン・シールニールラーン Ġalāl al-Dīn Mir-Mīrān は、<sup>(57)</sup>ムザッファル朝の包圍に抵抗してゐた [MA/ms:276b; /fx:316—17; TSU:174, 176; TAM:68, 74]。最終的にカーシャーンに降参する [TAM:74]。それは、<sup>(58)</sup>時期的にラティーフッラーの掌握するカーシャーンであつたと思われる。

シャヤー・シユシヤヤー歿（二三八四年）後の混亂收拾の後、ムザッファル朝の君主となつたザイヌルアービディーンは、自分の母の兄弟であるマシドゥッディーン・ムザッファル Mağd al-Dīn Muzaffar をイスファハーンのハーキムに任じ

る〔TAM:110〕。すなわち、ラティーフツラーの息子である。この人物は、一三八七年のティムールの遠征の際、ムザッファル朝の意志とは係わりなく、イスファハーンのハーキムとしてその地の名望家層 (akabir) と共にティムールを出迎え、市壁の門の鍵を彼に渡すことになる〔TAM:123; ZNY:312〕。

このように、このカーシャーンのサイドの家系は、ジャラルッディーン・ムルタダーがガザンのダールッスィヤードのムタワツリーに任命されて以来、都市内の政治的地位を最高に高め、時の政權との關係を強化しながら、一四世紀のイラン史の展開に重要な役割を果たすことになったのである。カーシャーンはシーア派の都市として知られていたが〔NQ:67—68〕、スンナ派シャーフイー派の住民が多数を占めたイスファハーン〔NQ:49; RIB II:59〕においても、同様のサイドの都市支配の状況が見られる。これは、時の政權が、彼ら有力なサイドを取込もうとした結果でもあったが、この点においてもガザンの政策の當然の歸結といえよう。

#### おわりに

以上、これまでほとんど顧みられることのなかったダールッスィヤードという施設に關して、その基本的な機能、建設の目的、その影響を探るために論を進めてきた。散在する細かな情報に依據して論を進めざるをえなかったため、未整理の箇所も多々存在するかと思う。ここまで、確認できたことを次のようにまとめることができる。

一、ガザンは、七〇二年ラジャブ月／一三〇三年二月三月にタブリーズのガザニーヤを初めとする一〇都市にダールッスィヤードを建造し、運営のためにワクフを設定した。その機能としては、サイドのための宿泊施設としての機能とワクフに基づくサイドへの慈善の據點としての機能の二つと確定できた。

二、ガザンは、イラン都市社會の黨派對立に對處し、そのバランスを取るために、預言者の子孫であるサイドをカリフ位喪失後のイスラムの權威を代表するものとして、社會の核に据えて保護し、同時にその社會の核を保護することによ



って掌握・管理して國家の側に取込み、イスラム社會の統治者としての政權の安定性を増すことを目指す、というイスラムを受容したモンゴル政權としての積極的な社會政策の裝置として、ダールルスィヤードを建造した。

三、その社會政策は、ナキープの中央集權化の政策と共に、オルジェイト時代にさらに進められ、アブーサイド時代、さらにジャラーイル朝時代にも繼承されていき、ダールルスィヤードは國家がサイドを保護し管理する手段であり續けた。この政策は、サイドを代表するナキープの代表にナジャフの統治權等の多大な權限を付與することになり、また、都市社會においてサイドの地位を高めサイドが都市を支配するという狀況をも生み出した。以上である。

以上の結論を得られたことによって、より大きな新たな問題を考える契機が與えられる。イランのシーア派化の歴史を説明する代表的な研究は、この一四世紀に關して、ガザンやオルジェイトのサイドへの敬意やシーア派傾向を述べるものの、その影響を考慮せず、専らスーフイズムの活動の分析に終始してきた。<sup>(58)</sup>しかし、ガザンによるダールルスィヤード建造は、國家體制内、および都市社會でのサイドの地位の上昇をもたらした。サイドがすなわちシーア派であったわけではないが、彼らは預言者の子孫であると同時にアリーの子孫でもあった。マムルーク朝下でスンナ派四マズハブ體制が成立しつつあったこと<sup>(59)</sup>をも考慮すると、ガザンの政策が、後世のイラン社會のシーア派化の一つの要因となつたと考えてもよいのではないだろうか。

ティムール朝下でも、大ナキープの存在が確認され、<sup>(60)</sup>またダールルスィヤードの建造も知られている。特にシャールフ *Sah Rux* の妻ガウハル・シャード *Gauhar Šad* がイマーム・レザ廟のあるマシュハドを整備したことは重要であるが、そこにもダールルスィヤードが附屬していた。<sup>(61)</sup>これらのティムール朝時代の狀況の追究が、今後の課題とならう。

## 史料略號

DK: Muhammad b. Hindūšāh Naxčivānī, *Daṣṭar al-Karīb fi Tā'in al-Marātib*, II, ed. A. A. Ali-zade, Moscow,

1976.

ĠT : Rašid al-Dīn, *Ġāmi' al-Tawārīx*, ed. A. A. Ali-zade, Baku, 1957.

ĠX : *Ġāmi' al-Xairāt*.

/a: eds. I. Afšār and M. Taqī Daniš-pažūh, Tehran, 1341/1962.

/b: ed. I. Afšār, *Yadgār-hā-yi Yazd*, II, Tehran, 1354/1975.

MA : Muḥammad Šabānkārā'i, *Maġma' al-Ansāb*.

/ms: Yeni Carni 909.

/kx: ed. Mir Hašim Muḥaddiṣ, Tehran, 1363/1984.

MI : Mu'īn al-Dīn Yazdī, *Marwāḥib-i Ilāhī*, ed. Sayyid Nafisi, Tehran, 1326/1947.

MĠ : 'Alī b. Ḥusain b. 'Alī ('Alā Qazwini Hilālī), *Manāhiġ al-Talibīn fi Ma'ārif al-Šāhīn*, ms. Aya Šofya 1467.

NQ : Ḥamd-allāh Mustaufi, *Nuzhat al-Qulub*, ed. G. Le Strange, London, 1915.

RIB : Ibn Baṭṭīya, *Voyages d'Ibn Batoutah*, ed. C. Defémery et B. R. Sanguinetti, 4vols, Paris, 1854.

ŠN : Ibn Zarkūb Širāzī, *Širāz-nāma*, ed. I. Wā'iḏ Ġawādi, Tehran, 1350/1971.

TAM : Maḥmūd Kutubī, *Tārīx-i Āl-i Maẓaffar*, ed. 'Abd al-Ḥusain Nawā'i, Tehran, 1364/1985.

TŠU : Abū Bakr Aharī, *Tārīx-i Šair Uvais*, ed. J. B. Van Loon, The Hague, 1954.

TU : Abū al-Qāsim Qāšānī, *Tārīx-i Ulġaitū*.

/ms: Aya Šofya 3019/3 (fol. 135—240).

/tx: ed. Mahin Hamblī, Tehran, 1348/1969.

59

- TW : Wassāf, *Tarix-i Waṣṣāf*, Bombay, 1269/1853 (Teheran, 1338/1959, photocopy ed.).
- ‘UT : Ibn ‘Inaba (Ibn ‘Utba), *‘Umdat al-Ṭalib fi Ansāb ‘Alī Abī Ṭalib*, Beirut, n. d.
- ZMA : Ġiyās al-Dīn ‘Alī Faryūmādī, *Zail-i Mağma‘ al-Ansāb-i Šabānkāra‘i*, in MA.
- ZĠT : Ḥāfiz-i Abrū, *Zail-i Ġamū‘ al-Tawāriḫ-i Rašīdī*, ed. X. Bayānī, Teheran, 1350/1971 (2nd ed.).
- ZNY : Šaraf al-Dīn ‘Alī Yazdī, *Za‘far-nāma*, I, ed. M. ‘Abbāsī, Teheran, 1336.

## 註

- (1) Wilber, D., *The Architecture of Islamic Iran. The Ilkhanid Period*, Princeton, 1955 (repr. New York 1969), p. 190.
- (2) Golombek, L. and D. Wilber (eds.), *The Timurid Architecture of Iran and Turan. vol. 1: text*, Princeton, 1988, p. 469.
- (3) Golombek-Wilber 1988:49.
- (4) 岩波昭男「ニギハト家のワタノト一四世紀のヤズド」、『史林』七二—三(一九八九)二七〇—二七三頁註。なお、羽田田「牧地都市」と「墓廟都市」、『東洋史研究』四九—一(一九九〇)二五頁註。久保一之「メーブル・マリー・シーノの學藝家としてのつづ」、『西南シニア研究』三三(一九九〇)三三—三頁録註。
- (5) Golombek-Wilber 1988:49.
- (6) Bausani, A., “Religion under the Mongols”, *CHI V*, Cambridge, 1968, pp. 543—44, Lambton, A. K. S., *Coni-*
- nity and Change in Medieval Persia*, Albany, N. Y., 1988, p. 325. 我が國に於ては、この記述の一部は既に坂本勉「Ghazan khān のイスラーム改革のつづ」、『エスエス民族学』と關する共同研究報告：昭和四七・四八年度』、『東京外國語大學アジア・アフリカ言語文化研究所』一九七四年、三四—五〇頁に引用され、メーブル・マリー・シーノの著述に關しては觸れられてゐる(三三五頁)。
- (7) シャン・ロン・カーライ・イ・ヤの著作に關しては、Aubin, J., “Un chroniqueur méconnu, Šabānkāra‘i”, *Sfr* 10(1981), pp. 213—224 參照。
- (8) Tauer, F., “Les manuscrits persans historiques des bibliothèques de Stamboul, I”, *ArOr* 3(1931), p. 96 (no. 31) 參照。Jahn, K., “Study on Supplementary Persian Sources for the Mongol History of Iran”, Sinor, D. (ed.), *Aspects of Altaic Civilization*, Bloomington, 1963 (repr. Westport, 1981), p. 201 に引かれてゐる史料である。



- 39) 一五世紀後半の段階で、この村落は荒廢していたことが判る。
- (16) “al-‘awamili”の語義に関しては、岡崎正孝氏のご教示を得た。
- (17) テキスト上は“AST‘RARRHA”。意味不明のためこのように読み替えて譯出した。
- (18) “an yu‘ayyina li-‘i-buq‘ati min al-sa‘atū imāman wa …”。「その施設にサイイドたちの中からイマーム〔やその他の者〕を定めた」とも解釋できようが、ヤズドのダールッスィヤードのワクフ文書においては、その施設の管理人にモソゴル人の解放奴隸が定められており、職員をサイイドに限定する規定はなく〔GX/a:115; /b:479; cf. 岩武 一九八九:二七〕。したがって、本文の44を註す。
- (19) テキスト上は“ALAWQAT”。しかし、ここでは明らかに“al-awqāf”である。
- (20) テキスト上は“ALHSYNY”。しかし、この人物は、フサニー系のサイイドではなく、ハサニー系のサイイドである(第Ⅲ章第2節参照)。
- (21) ワクフの管理・監督の國家の役職の名稱に關して確認すると、ハサニー朝ツィーン・マヌーミー Nasir al-Din Tusi は、マラーガの天文臺建設・運営に關連して、諸國のワクフの監督を行ったが(黒柳恆男, 「ハサニー朝・ウツ・ディーン・トゥースィーの生涯と業績」、『オリエンツ』九(一九六六)、一七二、一七五～七六、一七八～七九頁参照)、この監督の職の任命を記したワッサーフ Wasāf は、

“tauliyat-i auqāf-i tamānat-i mamalik-i bastia” が與えられたと記している〔FW:51〕。一方、七三三年ラジャブ月／一三三三年四月に最終的に纏められたワクフ文書集 *‘Āzmi‘ al-Karīz* と *‘Īḥkām al-auqāf* と據って、査定 (al-muḥ-asabat) を十分の一税 (al-‘uṣr) を分配 (‘al-tauzi‘at) を求め、このワクフ物件に彼らが干渉するな (mudāxalat-hum) を禁じた〔GX/a:83; /b:454〕。カーディーヤン・キム全般、特に *‘Īḥkām al-waqf* に對し、またその他の者に對し、そのワクフ全體における占有や介入の權限 (taṣarruf au madkhal fi al-auqāf al-‘āmmai) を持つ者となることを禁じた〔GX/a:169; /b:524〕。ところが、文書に見えて、この *‘Īḥkām al-‘awqāf al-mamalakāt* は *‘Āzmi‘ al-Karīz* の “*‘Īḥkām al-auqāf*”, “*‘Īḥkām al-waqf*” [*‘Īḥkām-‘Īḥkām* の複數] に對應するべきである。この職名の統一されたワクフ管理の役職は、シヤール朝では “*‘Īḥkām al-auqāf-i mamalik*” [*‘Īḥkām al-‘Īḥkām* 職] にて確立している (*‘Āzmi‘ al-Karīz* とその官職任命書が記録されている (“*dar tafwīd-i ‘Īḥkām al-auqāf-i mamalik*” [DK:207—213])。その役職の職務は “*‘Īḥkām-i diwān-i auqāf-i mamalik-i malḥusa*” [DK:211]) として、シヤール朝のワクフを統括し、ワクフの職員に對し、ワクフの收支の報告を受けることなどであり [DK:211—12]。各ワクフの收益から十分の一を毎年 “*‘Īḥkām al-tauziyat wa al-‘Īḥkām*” [*mutawalli* である *‘Īḥkām* としての權利] として受け取るべきであった [DK:213]。

この任命書において、hakim-i auqaf の職務を表現する際に、*“tauliyat”* と同じ語を *“hukumat”* の語と並列に用いていること、また、カーシャーンの文書における *“mutawalli al-auqaf al-mamlakat”* が後の hakim-i auqaf に對應することを示唆している。徐々にその役職と職名が整っていったであろう（註(54)参照）。

(22) コーラン：Ⅲ—130。

(23) テキスト上、各證人記名の下に、ブラケット「」内にその人物のラカーフや役職名が示されている。これは、本文書の校訂のなされ方や他のワクフ文書の寫眞とその校訂の比較から判断して、文書原本の最初の寫しの作成時における、muhr (印) 等の確認のための註記の部分と判断できる。したがって、この記述は、當時のイルハン朝の官僚機構を知るうえで、極めて重要な情報を提供していると考えられる。ちなみに、この人物に関しては、*“[siḡilli-i qādī al-quḏāt Magd al-Milla wa-ʿi-Din Širāzī]”* և Վերահսպիչքը Ռոմիւնի ընդհանուր ղեկավարը *“[X<sup>w</sup>āgā Rasīdī]”* և Վերահսպիչքը [一二七頁]。證人記名には *“[X<sup>w</sup>āgā Rasīdī]”* և Վերահսպիչքը [一二七頁]。

(24) *Taq al-Din al-Subki, Tabaqat al-Šāfiʿiya al-Kubra*, 6 vols., Cairo, 1323—4h./1905—06, vol. 6, pp. 83—84。祖父、父を含めた三代の記録は *ʿĠunaid Širāzi, Šadd al-ʿIzār*, ed. Muḥammad Qazwini, Tehran, 1328/1949, pp. 420—26 参照。他のペルシア語史料での言及はその校訂者による註記を参照。また、この人物を、詩人ハーフニス *Ḥafiz* が詩で稱賛してゐることを關しては、*TAM (taudhāt)*: 141—42 参照。

(25) 老齡の彼を訪問したイブン・バトゥータは、彼がオルジハイトのシーア派傾向を改めさせた逸話 [RIB II: 57—62]、アブー・サイードが彼の下に表敬の使節を送っていたこと [RIB II: 56] を傳えている。

(26) 本田實信、*「イルハンの冬營地・夏營地」*、『東洋史研究』三四—四（一九七六）、九五頁（同『モンゴル時代史研究』東京大學出版會、一九九一年に同題で再録。三六八—六九頁）参照。

(27) *GX/a:114—117; b:478—481*. cf. 岩武 一九八九：二七。宿泊施設としての機能で、ガザンのものは貧しいサイイド一五人を居住させるのに對し、ヤズドのものは旅行者に重點を置き貧しいサイイドを居住させる機能が與えられていない點では異なっている。

(28) *Bausani 1968: 543—4*。彼に従ひ坂本氏も同様の見解を取る [坂本 一九七四：三五]。また *Spuler, B., Die Mongolen in Iran*, 4th ed., Leiden, 1985, p. 157, Lambton 1988: 255 等と同様である。

(29) この點に關して、中國のモンゴル政權に關してではあるが、杉山正明氏の次の言が参考となる。「モンゴルは宗教を一種の政治團體として扱い、そのうちの際立った人物に職權を刻した公印を授與してその宗教に屬する人間を取り仕切らせ、彼らに對する各種の命令・敍任・證明書などの交付權を委任した」（杉山正明「西夏人儒者高智權の實像」、河内良弘編『清朝治下の民族問題と國際關係』玄文社、一九九一年、七七頁）。

- (30) 「バイシュ・バフシ Baigu Baxsi の子。幼少期よりガザンの許で尊大になっていた。レイ地方でシーア派の中で成長し、常に帝王ガザンの御前でそのマスハムを支持してゐた」[ZG'T:101n.]。また、末茂碩敏「Ghazan Khan 政権の中核群とシラフ—Il Khan 國政とシラフの Ghazan Khan 政権成立の意義—」、『フシフ・フフリカ言語文化研究』一八(一九七九)、一三八頁参照。出自はウイグル人であった。
- (31) 著名な事件であるが、確認しておく。まず、イラーケ・アラブ全地域でフツンからフリー以前の三名のカリフの名を削除しフリー、ハサン、フサインの名に定める命が出され、次いでイラン全土で七〇九年シャマーン月／二二〇年一月に貨幣の銘が一ニイマームの名に變更され、シーア派はフザーンに「うちを善行のために來れ」の一句を付け加えた [TU/ms:179a;/x:100]。また、MA/ms:258b;/x:272 参照。
- (32) Madelung, W., "The Spread of Maturidism and Turks", *Actas do IV Congresso de Estudos Árabes e Islâmicos, Coimbra-Lisboa 1968*, Leiden, 1971, pp.109—168 (idem., *Religious Schools and Sects in Medieval Islam*, Variorum Reprints 1985 に再録)。この論文のイランに関する記述は、idem., *Religious Trends in Early Islamic Iran*, Albany, N. Y., 1988, pp.26—38 に要約されている。Arjomand, S. A., *The Shadow of God and the Hidden Imam*, Chicago and London, 1984, pp.28—29 を並び基つて記述する。この対立抗争のためニシャプールはモンゴル侵入
- 以前に既に崩壊していたし、イスマファーンがモンゴルに占領されたのもこれが起因してゐた (Bulletin, R. W., *The Patricians of Nishapur*, Cambridge Mass., 1972, pp.76—81, Woods, J. E., "A Note on the Mongol Capture of Isfahan", *JNES* 36(1977), pp.49—51)。
- (33) Bausani 1968:543, 544。カーン・ヤ・アブノールに基つて [ZG'T:102—03n.]。そのカリジナルの記述はカーシヤニーに見られる [TU/ms:176b—179a;/x:95—100]。また、Lambton 1988:255 を同見解である。
- (34) 羽田 一九九〇:六参照。
- (35) Madelung 1971:155—164。
- (36) 第一章第一節に引用した記述以外に、Gami' al-Tawarix の年代記部分の七〇二年のシリフ行軍の記事では、Mashad-i Husain (カルバラ)での慈善行爲やベンディヤサー、アーナ到着を記述するが [G'T:353]、タールスマンヤード建造にかかわる記述は一切ない。
- (37) 第三章第二節で示される例以外にも、シャーンフアイイー派であったヤズドのニザーム家の例を擧げることが出来る。特に Aubin 1975:112; 岩武 一九八九:二四参照。
- (38) 本田實信「スルターニーヤ建都考」、『東方學會創立四〇周年記念東方學論集』(一九八七)、七四〇—四一頁(本田 一九九一に「スルターニーヤの建設」として再録。三五二頁)。  
羽田 一九九〇:一五一—一八。
- (39) MI:209—10; TAM:57—58。七五二年／二三五一年に新たな據點ケルマーンにシャームとダールルスィヤードを建造

- する。
- (40) 加藤和秀「アミール・ティームールとシヤブル・イ・キンヤ」『西南アジア研究』二九(一九八八)四八、五一〜五五頁。
- (41) Allen, T., *A Catalogue of the Toponyms and Nomenclatures of Timurid Herat*, Cambridge Mass., 1981, p. 156 (no. 531).
- (42) 羽田 一九九〇参照。
- (43) Mez, A. (trans. by Khuda Bukhsh, S. & D. S. Margolith), *The Renaissance of Islam*, London, 1937, pp. 148—49. ナキープの職務に関しては、マワルナーヤー著「統治の諸規則」の邦譯によつて、簡便に知る事ができる。湯川武譯「統治の諸規則Ⅱ」、『イスラム世界』二二(一九八四)八三〜九〇頁(第八章名門家族の後見人(ナキープ)制度)。
- (44) Lambton 1988: 319. なお、ニシャプールにおける十一世紀の初頭に、ナキープ職を保持していた家系が、ナキープ職を争う裁判に敗訴して、その地を離れてサブザヴァールに移り、勝訴した家系が以降ニシャプールのナキープ職を保持し、兩家系ともセルジューク朝下の兩都市で黨派対立へ関與するとともに政治的・社会的に重要な役割を果たしていたことが知られてくる (Audin, J., "L'aristocratie urbaine dans l'Iran seldjoukide: L'exemple de Sabzavār", *Mélanges offerts à René Crozet*, Poitiers, 1966, pp. 326—27, Bulletin 1972: 235)。都市單位にナキープが存在し、一家系がその職を保持する、都市におけるナキープのありかたを示すよい例である。また、マムルース朝期のバグダードにおけるナキープ職保持者のリストも存在する (Massignon, L., "Cadiis et naqibs baghdadiens", *WZKM* 51 (1948/52), p. 113)。
- (45) "Maknūb kih bar ahāl-i-yi Sivās niwīsta-ast dar bāb-i Dār al-Siyāda-yi Gāzāni kih dar āngā vaqī' ast", *Mukātabāt-i Rašīdī*, ed. Muḥammad Šafī', Lahore, 1947, pp. 156—59 (no. 28)。その文面は「建造者は口へなり、イルハーン國の柱石のみは變はつておつたが (bā wuḡūd-i maṭr-i bani wa tagāyur-i ar-kān-i Iḫān)」、この文面(一五六頁)があらわすのが、オルジョイニヤ治世に書かれたものと知れる。
- (46) Bausani 1968: 543; Arijomand 1984: 29; Spuler 1985: 158.
- (47) MA/ms: 258b; /x: 271—72 は、彼のヒズブを「トブハリ」→「ブトル」とサンシヤーン出身 (az Abhar [ms: Abhar] wa Zangān) とする。
- (48) ターシヤッディーン・アウヴァマジーが高位を占めたのは、シーア派の要因ばかりではなく、ウアズィール、サマドゥッディーン・サーウマジーの有力な協力者であったからであろう。カーシヤーンニは、彼を「[サマドゥッディーンの]最大の支柱 (rukn-i a'zam)」と呼んで来る [TU/ms: 189b; /x: 125]。彼は「サマドゥッディーンの處刑に續ぐべその協力者たちと共に七一年スルヒシヤ月一日/三二二年四月九日に處刑される。彼の處刑に關して、シヤハーンカライー、ハーフィゼ・アブルはシーア派採用の責任のため處



刑されたと説明してゐるが [MA:272; ZGT:102] シーナ派支持色の強い、カーシャーニー、*‘Umdat al-Talib* は、ラシードが個人的恨みから、*Mashad* [ナシヤフ] のサイイドたちに對し彼を中傷して孤立化させ、やがて彼の系譜書 (*nashb-nama*) に細工をして處刑に至らしめたといふ [TU/ms:192a-b; /x:131—33; UT:377—78]。これと同じく、ラシードの協力者の一人であつたワッサーンも、「サイイドや他の人々の金銭から三〇萬マナーナールを横領、取得、着服してゐた」こと等が裁判 (*yarḡn*) で明らかになつたためとしてゐる [TW:S38]。ラシードの中傷の内容とそれが裁判で受入れられたこと、そしてシーア派採用の責任が直接の原因ではなかつたことが判明する。ワッサーンによれば、彼は、*Mashad-i-Muqaddas* [ナシヤフ] のサイイドたちに引渡されチタリス河岸で撲殺された。*‘Umdat al-Talib* もこれを記すが、それはラシードが高官職を條件にその實行を何人かのサイイドに依頼した末のことであつた (註(51)参照)。このように、タージュッディーンがサイイドへの支給を横領できる立場にあつたこと、およびラシードのサイイドたちの反感を引きささないような周到な陰謀によつて、ナシヤフのサイイドたちの支持を失つたことが彼の死の直接の原因であつたことが判る。

(49) カーシャーニーは、處刑後のタージュッディーンの死體をばらばらにしたバグダードのハンバル派に對してオルジエイトが怒り、ハンバル派のカーディーを廢してシャーフイイー派に従うようにしたことを記しており [TU/ms:192b; /x:

132—33]。また、イブン・ヌトゥータの記事から (註(25)参照) 一時はスンナ派が復権したことが判る。しかし、この記述は同時にオルジエイトが變つてサハブを重視してゐたことを示してゐる [cf. Arijomand 1984:281n.]。その後の状況は不明確であるが、シーア派形式の貨幣が發行されたこと、また、ラシードの貨幣が發行されたこと、が判つてゐる (Blair, S. S., “The Coins of the later Ilkhanids: A Typological Analysis”, *JESHO* 26 (1983), pp. 297—99, Weiers, M., “Münzaufschriften auf Münzen mongolischer Il-Khane aus dem Iran, Teil zwei”, *UJAJ* 4 (1984), pp. 176—77 no. 30, 179 no. 32) スンナ派の完全な復権はアブーサイードを待たねばならなかつたといふ [cf. Spuler 1985:159; Lambton 1988:255]。

(50) イブン・ヌトゥータの語が「代理」を表すことと關しては、H. A. R. Gibb, *The Travels of Ibn Battuta*, 3 vols., Cambridge, 1956—71, vol. 2, p. 259n. 参照。

(51) 他に二名 *Galāl al-Dīn al-Faḡīh*, *Nasīr al-Dīn Muṭahhar b. Sams al-Dīn Muhammad al-Awharī* [〈Abharī〉] の名が、前者はラシードにタージュッディーンの處刑の實行を “*nigabat wa qadā’ wa sidarat*” と引換へて依頼されるが斷つた [UT:378] (註(48)参照)。

(52) *Dastar al-Karīb* に関しては、我が國において、本田實信「モンゴルの遊牧的官制——ユルトトチとフラルグチ——」『小野勝年博士頌壽記念東方學論集』(一九八二) 三五九—七五頁、同「シヤライル朝のモンゴル・アミールに就いて」

『内陸アジア・西アジアの社会と文化』(一九八三)・六九七～七一五頁の二論文に計一五通の任命書の邦譯が提出されている(兩論文とも本田一九九一に「モンゴルの遊牧的官制」,「ジャライル朝のモンゴル・フミール制」として再録。各々六九〇～八二二、八三〇～九九頁)。本稿の譯出において参照させていただいた。本稿で譯出したのは、本田一九八三:七一〇に示された任命書の書式の二番の途中から終わりまでである。

(53) *Straż-niema* に記載されるのは「フアルスの大ナキーン」であり(註(11)参照)‘カーシヤーンのワタフ文書上でジャマルルッティーン・ムルタダーに冠されたのはカーシヤーンの大ナキーンであることを示す尊稱である。

(54) ワタフの管理・監督の職(註(21)参照)同様、役職や職名が一定しないまま、徐々に整う。‘*Dasir al-Katib*’はその官職任命書が收められた官職を整理し明確にする作業は、本稿の直接の目的ではない。今後の課題とし、今は関連事例を提示するに止める。

(55) ‘*Kāfir*’は‘カーシヤーン Kasān 出身、居住をカタリス’。

(56) ‘Abd-allāh Qazwini Razī, *Kitāb al-Nagā*, ed. Muḥaddīd, Tehran, 1358/1979 (2nd ed.), p. 198.

(57) Quring-Zoche, R., *Isfahan im 15. und 16. Jahrhundert*, Freiburg, 1980, pp. 228–29. ZGT:205 と掲載された七三九年～一三三八―三九年頃の各地の支配者リストに「イスマンハンーンとサズブ’ Sayyid Galal Amir-Amīran ʿn Imād

al-Dīn Lumbāni (〈LBNANY〉) ʿn ʿahār-dānga ʿn dudānga の名望家層 (akābir) が、その地域の掌握を行った (ba-dabī-i-wilāyat qiyām namūdand)」と記され、TAM: 68 の「その地のトローリー (wālī) たつた」に記す。その上で MA/ms:276b; /ix:316 ʿn 「[シヤーン・ブノーンイスマンハンーン] ʿn イスマンハンーン」のキヤムの職 (hukmat) をその地方の最上層のサノーン Amir Muḥammad Šahrīstāna の意に記す。Amir-Amīran と異なり、彼を總撫として、自分の姉妹の子を彼と結婚させた」と述べ、その父の支配の契機が別す。‘Imād al-Dīn Lumbāni ʿn’ TSU:176 ʿn ‘Imād al-Dīn Mahmūd ʿn ʿn ʿn ʿn Mir-Mīran のカストールと記す。‘ahār-dānga’ ʿn ‘du-dānga’ と關つては、村落の名稱として記されるが (Quring-Zoche 1980:24n. 参照) ‘筆者は、イスマンハンーンを二分する、その二つの街區を基として、黨派を指すの意を示す (cf. TAM:103)。

(58) Bausani 1968:545–49; Ariomand 1984:27–31, 66–84.

(59) Lapidus, I. M., *Muslim Cities in the Later Middle Ages*, Cambridge, Mass., 1967, pp. 111–12, 136; Madelung 1971:164–67; Escovitz, J. H., *The Office of Qādī al-Qūdat in Cairo under the Bahri Mamluks*, Berlin, 1984, pp. 20–28. 直接には「フノーン朝カリフ、タスタニヤ Mustansir が一三三四年にシヤーン・イスマンハンーン派の兵士のためにフトラナを建造した」と記すると思ふべき (cf. Madelung 1971:164)。

(60) その権限が縮小したことが指摘されている (Roemer,

H. R., *Staatsschreiben der Timuridenzeit*, Wiesbaden, 1952, pp. 49—52, 149)。一方、その上位に位置する最高の官職であるサドル職に就任しうるのもサイドでなければならぬとされていた (ibid., 144, 関野英二、「ティムール朝の社会」、『世界歴史八』、岩波書店、一九六九年、三一—一頁)。

(19) Golombek-Wilber 1988:328—31 (no. 90).

〈本稿は一九九一年度文部省科学研究費補助金(奨励研究(特別研究員))題目「二四—一五世紀イラン社会史」による研究成果の一部である。〉

## THE DĀR AL-SIYĀDA OF ĠĀZĀN XĀN

IWATAKE Akio

We have hardly any information about the institution called 'dār al-siyāda,' whose prototype is said to consist in those founded by Ġāzān Xān. This paper examines the function of the dār al-siyādas of Ġāzān, his purpose in founding them, and the influence of their foundation on the Iranian society. The author's conclusions are as follows:

1. In raġab 702 (February or March 1303), Ġāzān founded the dār al-siyādas in ten cities. They had two functions; one was as lodgings for sayyids, and the other as service centers performing charity for sayyids, based on the waqf-endowment.

2. The foundation of the dār al-siyādas took place in the last stage of Ġāzān's administrative reforms. He founded them not owing to his respect for shi'ism, but as a social policy towards the Iranian city-societies. He considered sayyids as representatives of the authority of the Islam because of their being descendants of the Prophet, and he installed them as a balance between the various cliques in conflict in society. By protecting sayyids through the dār al-siyādas, the Mongolian state which was newly converted to the Islam, attempted to control the Iranian Islamic city-societies.

3. This social policy was taken over in the reigns of Ūġāitū and Abū sa'īd, and even further on under the Ġarāirids, while the office of naqīb, which controlled sayyids, was increasingly centralized. In consequence, the status of sayyids was raised both in the state and in the societies.